

経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（第1回）議事録
日 時：令和6年11月13日（水）10時00分
場 所：WEB併用会議（財務省第1特別会議室を含む）

○岡村座長

それでは、時間となりましたので、「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」の第1回を開催いたします。

このたび本会合の座長を務めることとなりました岡村でございます。どうかよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方の御理解、御協力をいただき、オンラインを利用した会議とさせていただきます。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいております配席図を御確認ください。

また、オンラインで御出席の方につきましても接続が確認されております。

会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでいただくか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ対応させていただきます。

さて、6月4日に開催された第3回政府税制調査会の総会におきまして、経済社会のデジタル化と行政、税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応等について事務局から説明があり、その後、委員の皆様の間で活発な御議論がございました。そうした議論を踏まえ、翁会長から、従来から議論されてきた税務手続や適正・公平な課税・徴収の在り方に加え、デジタル技術の急速な発展など経済社会のデジタル化を踏まえた税務・税制の在り方についても専門的な観点から幅広く議論を行うために専門家会合を設置してはどうかとのお話があり、同総会内において委員の皆様方の御理解をいただき、本日、第1回の会合を開催する運びとなりました。

本専門家会合の設置趣旨やメンバー等の詳細につきましては、配付資料（デ1-1）を御確認いただければと思います。

それでは、冒頭、本会合の運営についてお諮りさせていただきたく存じます。

本会合の議事は、原則としてマスコミの方々の傍聴を認め、公開することにはどうかと考えます。ただし、中立性、公平性等の観点から、会合を非公開とすることが適当と判断する場合には、皆様にお諮りした上でその都度、非公開とすることを決定したいと考えます。

また、公開の会合に提出された資料に関しては、内閣府のホームページに掲載するとともに、議事についても後日、議事録を同ホームページに公開することとしてはどうかと考えております。なお、総会ではインターネットによる中継を行っていますが、この会合は総会における議論の素材を整理するために開催するという位置づけであり、

より闊達な議論を行うため、インターネット中継は行わないということにしてはどうかと考えます。

そして、会合の終了後には事務方による記者ブリーフを行いたいと考えています。

本会合につきましては、以上のような運営方針で臨みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

引き続き、本会合のメンバーを私のほうから御紹介させていただきます。

まず、政府税制調査会委員から、梶川融委員です。

辻琢也委員です。

次に、特別委員から、阿部貴明特別委員です。

太田直樹特別委員です。

増井良啓特別委員です。

宮永俊一特別委員です。

佐藤英明特別委員です。

山口利恵特別委員です。

続きまして、有識者の皆様を御紹介させていただきます。

早稲田大学の岩崎尚子教授です。

西村あさひ法律事務所の太田洋外国法共同事業パートナー弁護士です。

武蔵大学の庄司昌彦教授です。

株式会社New Storiesの太田直樹代表取締役です。

神戸大学の渕圭吾教授です。

また、所用により少し遅れて参加予定ですが、東京大学の齋藤誠教授にも御参加をいただけるとのことです。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡村座長

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の専門家会合では、冒頭申し上げた設置趣旨を踏まえ、まずは事務局からOECDにおける税務行政に関する議論及び事業者の取引から会計・税務までのデジタル化について御説明いただき、その後、続けて、税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応について国税庁から御説明をいただきます。そして、最後に、資料情報等の活用及び国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題について事務局から御説明をいただきます。それぞれ時間を区切って御議論いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、資料（デ1－2）のOECDにおける税務行政に関する議論及び事業者の取引から会計・税務までのデジタル化について、説明をお願いいたします。

○竹内主税局税制第一課企画官

資料に沿いまして、経済社会のデジタル化と行政について、OECDにおける議論の方向性を御説明いたします。

3 ページ、OECDにおける税務行政のトレンドの変化についてです。過去20年でトレンドは大きく変化しており、納税者から提出された申告情報に焦点を当て、事後的に税務調査で確認を行うといった行政のやり方から、例えば受発注や取引など事業者の日常業務あるいは第三者に焦点を当て、日常業務に税務が組み込まれるような環境整備が重要であるといった方向性に変化してきております。下の図は2004年のレポートから2020年の「税務行政3.0」までの流れを示しております。

4 ページ、「税務行政3.0」の概要です。図のビジョンは、Taxが他の分野と関連している姿を示しています。自然システム、ナチュラルシステムと呼ばれますが、これに税務が組み込まれることによって事務負担の軽減や透明性、信頼性の向上が見込まれるという考え方が示されています。

5 ページ、2014年のレポートで示されたセキュアード・チェーンの考え方です。図を見ていただきまして、取引先との授受、やり取りからデジタルデータで一貫して処理するといった考え方が示されています。

6 ページ、2022年の「シームレスな税務に向けて」の概要です。上段は先ほどのセキュアード・チェーンと同様の考え方が示されています。下段は取引先、事業者、顧客以外の指導機関、金融機関等々の第三者との連携が重要であることが示されています。

7 ページ、第三者の有する情報の活用についてです。これまでも様々な仕組みが整備されてきていますが、近年はシェアリング・ギグ・エコノミーや暗号資産取引等の分野が注目されています。利用可能なデータが増えれば税務当局にとってだけでなく、事業者の事務負担軽減にも有効であるという考え方です。

8 ページからは取引から会計・税務までのデジタル化についてです。

9 ページ、第3回総会資料の再掲です。方向性として取引先とのやり取りがデジタルデータで行われることや人の手を介さないということが示されています。

10 ページ、それを具体化するとどういうことになるのかというものを示したものです。図の赤色部分、請求から矢印が上下に出ていますが、デジタルデータでやり取りされ、データで連携されることが重要と考えています。

11 ページ、デジタル化に向けた課題です。図の左下、濃い青色部分ですが、送信者側の課題として取引先が当社のデジタルデータを受け入れてくれない、その背景として業界ごとの独自システムや市販のソフト間の相互運用性が確保されていない等の課題が指摘されています。自社だけでなく取引先のデジタル化も同時に進むことが重要

であるということ踏まえ、一番下の網がけ部分ですが、方向性を広く共有することで、各事業者が取り組みやすい環境整備が重要と考えています。

12ページ、デジタルシームレスによる効果です。図のオレンジ色部分を見ていただくと、手作業が多くありますが、これらがデジタルでシームレスに処理されることにより、事業者、税務当局はもとより支援機関や税理士にもメリットがあるものと考えています。

13ページ、将来に向けた工程表をイメージしております。現状は図の左側、オレンジ色部分ですが、ソフト等の状況としてデータ連携が可能なソフトは存在するが限定的であり、事業者の状況としても書面・PDF等が主流となっています。他方、将来像は一番右ですが、データ連携が可能なソフトが一般的となり、事業者も実際にデジタルデータでやり取りするようになるということです。短期的な税制を検討する場合の視点として、オレンジ色部分の一番下ですが、限定的な相手とではあってもとにかくデータ連携するという点に重点を置いた検討が重要と考えています。

そして、税制上、望ましいデジタル化の姿を明確にした上で、図の真ん中、中期的な取組・検討部分ですが、税務当局をはじめ様々なステークホルダーが連携して取り組み、中期的に検討を継続することが重要と考えています。なお、将来像部分の一番下ですが、今般のデジタルシームレスは請求書等の証憑データに着目したのですが、帳簿に着目した優良な電子帳簿制度というものが措置されています。これら双方を満たすことが理想であり、併せて取り組んでいくことが重要と考えています。

説明は以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

続きまして、資料（デ1-3）の「税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応」について、説明をよろしくお願いいたします。

○菅国税庁課税総括課長

資料に沿いまして「税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応」について、税務調査事例を含めて御説明をいたします。

資料2ページ及び3ページは昨年6月の政府税制調査会の答申の抜粋です。

下線を引いてある部分を御覧ください。適正な申告や税務当局に対する適切な情報提供等の確保に係る今後の課題として、現行制度上、税務調査への非協力等への罰則の適用は極めて限定的となっており、質問検査権の実効性を担保する効果も限定的となっています。今後、例えば質問検査権に基づく資料の提示・提出の求めを正当な理由なく長期間にわたって拒否する行為などの税務調査への非協力等については、現行の加算税による対応の限界を考慮し、新たな行政上の措置等を講ずることも視野に入れた検討を行う必要があると考えられるとの記載がされております。

3ページでは、国際的な経済取引等への対応に係る今後の課題等として、執行管轄

権の制約上、日本の税務当局が相手国に赴いて質問検査権に基づき情報提供を求めることには限界があるほか、海外当局との租税条約等に基づく情報交換により取引の全容を解明するには相当な時間を要するなど、税務当局が実態把握を十分に行うことができない状況が生じている、課税処分を行うための十分な証拠収集が特に困難な国際的な経済取引等については、適正・公平な課税の実現に向けて引き続き取り組んでいく必要があると記載がされております。

4 ページ以降は「税に対する公平感への悪影響が危惧される調査事例」の御紹介です。

5 ページを御覧ください。最初に紹介する事例は、納税者や関与税理士が事務所への臨場や帳簿の提示・提出について様々な理由を主張して長期間にわたって協力しなかったという事案です。一般的に納税者側が調査時に資料の提示を拒んだり遅らせたりすると、当局としては実態解明を反面調査に頼ることになりまして、膨大な事務量を費やさざるを得なくなります。この事例では、終結までに期間にして約2年、調査日数にして600人日以上を要することとなっております。

次の事例2と事例3は、いずれも国外取引を含む事案です。こうした事案では、答申の御指摘にもありましたとおり、執行管轄権の制約から取引相手先に対する反面調査の実施も難しく、実態解明が一層難しいという問題があります。

資料6 ページの事例2ですが、こちらは調査対象法人から外国の非関連法人に対して広告宣伝費などの名目で継続的に多額の経費支払いが計上されていたものの、その全容解明に困難を来した事例です。この事例においては、外国租税当局との情報交換などにより、資金の流れを確認したところ、資金の一部は支払先の非関連法人からさらに第三国にある関連法人に移転され、その資金は調査対象法人の社長がその第三国に出張した際に現金で出金していたことが判明いたしました。本事例では、広告宣伝費が架空であること、その名目で支払われた資金が社長に還流しているということが強く疑われたため、国税当局は調査対象法人に対して広告宣伝等の役務の提供を受けたことが確認できる資料等の提示を求めました。しかしながら、先方はこれに応じず、結果として一連の取引の実態解明ができませんでした。

次の事例3は、いわゆるシェアードコスト契約に基づき、調査対象法人が外国親会社に対し多額の経費を支払っていたところ、その経費性についての実態確認に困難を来した事例です。本件では、当該支払いの中に調査対象法人が日本で行っているビジネスとは関係がない経費が含まれていること、その支出により、調査対象法人の所得が外国親会社に流出していることが疑われました。そこで、調査対象法人に対しては、費用配賦の金額の算定根拠等について再三提供を求めました。しかしながら、先方は子会社側では分からない、資料は親会社にあるという主張を繰り返したことなどから実態確認ができなかった事例です。

以上、答申で御指摘をいただいた課題について、調査非協力により実態解明に困難

を来した事例を3件御紹介させていただきました。

私からの御説明は以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

それではここで一度、質疑応答、意見交換に移りたいと思います。御質問等がある場合には会場にいらっしゃる方も含めまして挙手ボタンを押してください。私のほうから指名をさせていただきますので、指名された方は会場外の方はミュートボタンを解除して御発言をお願いいたします。なお、事務局への質疑については、後ほどまとめて御回答させていただくことにさせていただきます。それでは、挙手をお願いいたします。

佐藤特別委員、お願いします。

○佐藤特別委員

御説明ありがとうございました。私からは税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応について、若干の見解を申し上げます。

このようなタイプの事例に対しては、もちろん加算税あるいは新しいタイプの執行罰のようなものも有効かと思いますが、最終的には租税実体法の改正によって納税環境整備をするのが適切であろうと考えております。近年であれば、所得税法第221条第2項以下を設けて源泉所得税の推計による強制徴収ができるようにしたことであるとか、あるいは所得税法第45条第3項、法人税法は第55条第3項、無申告等の場合における当初に申告されなかった経費の必要経費・損金不算入というような実体法による対応が有効であろうと考えます。とりわけ事例2、事例3のような国外取引に関連する場合においては、調査対象法人等に資料提出義務を課し、そして、そこから十分な資料が得られない場合には広告宣伝費あるいはこのシェアードコストの支払いの損金算入を否認する、否定する実体法上の規定を設けるといような方向性が有力に考えられるので、意見として聞いていただければ幸いです。

○岡村座長

ありがとうございました。

日税連の太田特別委員、お願いします。

○太田特別委員

13ページについて意見させていただきたいと思います。

日頃、税理士として現場の事業者と接触している立場から意見させていただきたいと思いますが、望ましいデータの規格や連携方法についてです。ここはシステム間の連携や相互の運用がうまく進んでいき、事業者にとって大変使いやすいシステムになることが求められているのではないかと考えております。この課題への対応につきましては、取引の売手、買手や関係する機関である行政やベンダー、特にベンダーが連携可能性について前向きであることが必要かと考えております。特にベンダーに対す

る期待は大きく、連携、相互運用が容易となるようなシステムやアプリの開発がなされるように取り組んでいただきたいと思います。

○岡村座長

ありがとうございました。

宮永特別委員、お願いします。

○宮永特別委員

経済界、特に企業の立場から、海外に展開している企業の立場も含めて、お話しさせていただきますと思います。

まずOECDの税務行政に関するこの間のトレンド、方向性につきまして、エコシステム、これは日常の事業活動やその他様々な活動の中で、納税データや関連情報がうまく生成されて効率的な納税につながっていくシステムですが、これが納税者にとって最適というか少なくとも面倒ではない、もしくは「これは便利だ」という部分があることが分かることと、もう一つは、やはり不利にならないという納得感があることが必要と思います。つまり、面倒でなく、ここまでやっても不利にならないということで、さらに言えば、結局税逃れとかいろいろなことを考えても割に合わないという形に至り、一つ一つの分野がうまくまとまっていく、その分野がきれいになっていくとまた次に、ほかの分野もよくなっていくというような形を志向されれば良いのではないかと感じております。

この制度を十分担保していくためには、この先も進化していくデジタル技術にうまく適合できるように、制度に広がりや柔軟性を少し持たせる必要があると思います。国内外で事業を展開しますと、産業分野別に取引構造が異なったり、非常に変動の大きなコストへの備えや先物予約を要するものなどがあり、また、海外のサプライチェーンとの対応でも様々なことが起こりうるので、ある程度初めのうちはスラックを少し入れるというか、上手にできるようにして、だんだんとリファインしていくという対応の仕方があっていいのではないかと思います。したがって、まずは大体各産業間の最大公約数的なアプローチから取り組んで、そこからそれぞれ進化させていけばいいのではないかと感じております。

デジタルシームレスをその考え方で繋げていった場合、これは明らかに企業としての生産性が向上するメリットがあることは理解できますし、我々も進めていただきたいと思います。やはり「このDXをやらないといけないのだ」というモメンタムを上手に維持するためには、特に中小企業の方々や規模的にDXの対応力が厳しいの方々に対して設備投資への何らかの優遇やインセンティブを与えるなど、何か適切な支援ができないかという感じがいたします。

資料情報の活用の面では、非常に多くの分野で効率化が進み、データがどんどんシームレスになっていくと、我々も非常に便利になっていくと思いますが、その中でも特に暗号資産取引などの国際的な取引情報をどのようにすればうまくまとめられるの

かというところがこれからの検討課題ではないかと感じています。

越境EC、eコマースに関して述べさせて頂きますと、ある程度国内事業者のイコルフットイングを考えるべきではないかと思えます。そろそろ、ある程度各国の状況等も併せながら、海外事例を参考にしつつ、少額輸入の免税制度の見直しを進めていただければありがたいと感じております。

あと、各国との比較の観点で産業界の立場から考えますと、今後これからの時代に向けて、国内でどのような産業を伸ばしていくべきかという観点から、その産業政策に沿った形での対応を考えることも必要と思われます。そのため、やはり関税の考え方を少し織り込まれるということもあって良いのではないかと感じております。

最後に、税に対する公平感の問題でございますが、これはお話があったように個別にきちんと対応していく必要があると思えます。特に事例3のような場合には、例えば、移転価格税制の考え方などをうまく使っていくようなことが必要かと思えます。また、基本的にこの問題は、親会社の費用の割り掛けに関係するものです。昔は、グローバルなコングロマリットがコーポレートオーバーヘッドを非常に高く、米国企業などは20%近く掛けたりしていた時代もあったと思えます。

今の時代でもデジタル化が進んできて、昔の感覚のドゥーイングビジネスとは少し違う、割り切れない国際的な業務分担といいますか、昔は財務会計の基幹システムや技術情報、パテント、設計情報などのシステムはその国の中で自分たちで作っていたのですが、今後は、グローバル最適という非常に広がった世界で、どこでどのようなものを組み合わせ、どのような形であればネットワークの中で上手く処理していけるかを考える必要があります。そうすると、初期開発費用は莫大なコストがかかるのですが、そのコストをどのような形で償却しながら賦課するのが一番良いかということが企業にとってやはり重要です。

また、開発するシステムについても、必ずしも日本では全て作れない、あるものを買ってきた方がよい場合とのバランスがあります。したがって、これから国際的な業務分担などの様々な調査をしながら、また、日本の中で国際的な事業展開を行っている方々から、費用感とかレート感、つまり、ある事例等に対して、どれぐらい賦課すると実際と合っているかなどについて、やはり本音といいますか、率直な議論ができる場を設けていくことが必要ではないかと思えます。例えば、海外の企業ではこうやっていますと言っても、日本でやった際のレベル感をみる場合、海外は規模のメリットを活かすことで日本より効率的でうまくいっているはずだとか、逆に、大きな開発を行った直後であれば、これから徐々に償却が進んでいくはずではないかといったロジックを構築していくことも大事なのではないかと感じております。

○岡村座長

ありがとうございました。越境eコマースについては後半部分でも議論いたしますので、その御意見を今、伺ったということで整理させていただければと思います。

New Storiesの太田代表取締役、よろしく申し上げます。

○太田株式会社New Stories代表取締役

私は2点目の不公平のない税ということで、調査の方法についてデータ利活用という違う論点の提案をしたいと思います。

要は調査の対象の絞り込みや調査プロセスの効率化ということについてデータを活用した予兆管理というのはできると思いますが、違う例で申し上げますと、アメリカで飲食店の衛生検査というのをやる時に、もちろんアメリカの保健局が現地に行って事業所とやり取りするわけなのですが、民間の飲食店の情報サイトのデータを使って対象の絞り込みや調査プロセスの効率化というのを実際はかなり効率的にやっています。

あと国境にまたがる動きについては、アメリカの入国審査のときに今、ソーシャルメディアのアカウントを提示することが求められてきていますが、ソーシャルメディアの情報で犯罪の可能性ですとか違法なことをやっているかどうかということの調査対象、入国者の調査対象の絞り込みや、調査のプロセスの効率化というものができています。

あと国内は、まだ規模はこれからですが、マンホールの写真ですとか、あと電柱の写真、これを住民の方が撮って提供するというので、どの電柱ですとかマンホールのメンテの必要があるのかというところの同じような効率化がされているので、こういう税に関してもやり方はこの事例で明確に示されて、いろいろパターンはあると思いますが、オープンデータを活用することによって、対象や調査プロセスというのが結構大変だというのはよく分かったので、かなり効率化できると思いますので、既にいろいろ検討されていると思いますが、ぜひそこは項目として立てていただくのがいいと思います。

留意点が2つありまして、一つは、オープンデータといっても、そのデータの利用の許諾というのが分野によってありますので、そこを御配慮いただくということが一つと、もう一つは、そのデータによってバイアスがかかるので、ある特定の業種だけ絞り込むとかそういうことは実際に海外では起こっていますので、そのバイアスというのを管理とかちゃんとモニタリングするというのがうまく合わさると非常にデジタル環境というのは大きく変わっていますので、今回の検討には非常にマッチするのではないかと思います。

以上です。

○岡村座長

ありがとうございました。

山口特別委員、お願いします。

○山口特別委員

私からは2点、前半のデジタル化に関してコメントをさせていただきます。

1つ目に、9ページ目でお示しいただいているデジタルシームレスの話がありますが、この点については紙と電子と両方両立した書きぶりになっております。ある程度過渡期にこのようにもともとあった仕組みを組み合わせていく、紙という意味ですが、紙というものを組み合わせるのはやむを得ない状況だと思いますが、なるべく電子化のデジタル化の方向に少しずつ進むべくプロセスが踏めればよいと思います。

ここで問題となるのは、恐らく電子化をしたときに紙のときに起きていた状況を電子化しきれない瞬間があるかもしれません。それは例えば私が参加している会議のときにあった問題ですが、紙は郵送で送って、戻ってきたらそこに例えば住んでいないことが分かるということがあったのですが、そういったことがデジタルだと届いてしまうので分からないですとかいろいろな別のデジタル化ならではの問題というのが生じるかもしれませんが、それは一つ一つ潰すべき問題だと思いますので、過渡期は混ぜながらも問題点を一つ一つ解決できると思います。

もう一点、この税金のやり取りのデジタル化のときにいつも思っていることですが、地方税のほうを私、少し関わらせていただいておりますが、例えば地方税で郵便、税金のために口座を登録したのに国税でも聞かれるとか、その逆もあるとかということが生じています。国税は国税の集め方で口座の在り方ですとかいろいろなことを情報収集していますし、地方税は地方税のやり方、市町村が集めるような状況になっています。

一方で、国民からしますと、国税も地方税も全て同じ税金ですので、あまりそこで同じ情報を2か所に出さなければいけないのかというような不快感、税金を納めることに対して生じてしまいかねない。デジタル化になればなるほどそういった情報の連携、横連携はより可能になるでしょうから、国税と地方税でやり方を今後統一していくべきではないかという意見を持っております。

○岡村座長

ありがとうございました。

齋藤教授、お願いします。

○齋藤東京大学大学院法学政治学研究科教授

税の公平感を損なう事例への対応についてコメントさせていただき、事務局に1つ質問させていただければと考えます。

第三者が関与している、そういう場合に加算税以外の新しい措置を考えなければならぬ。これは既に答申があるわけで、これは大枠といいますか、中長期的な課題としては非常に重要だと私も考えます。しかし、第三者が介在するという場合も国内の事例2、事例3のような国外の場合ですと後者、第三者に対して何か新しい措置を考えて、しかも、域外で何か実効的に措置ができるかということとさらに課題が大きくなります。そうしますと、やはり第三者に対する措置として共通で考えなければならぬことと国外においてそれを考えるというときの特別問題を仕分していく必要が大きい

と考えます。

その上で、事例2、事例3のような場合には、佐藤特別委員がさきに御指摘されましたように、納税者本人に対する税法上の手法、例えば経費について出てこない、あるいは協力しない、第三者が協力しない場合も含めて、そういう場合には経費として一部否認する、あるいは認めない、こういう本人に対する租税法上の措置の特質といえますか、これを考えていくということでありましょう。

その上で、事務局への質問は、事例2の場合であれば広告宣伝費、これが出ておりますし、事例3でありますと親会社への経費配賦ですが、これを租税法上、経費を一部であれ認めないというような手法を取る場合に、既にそういう手法、類似の手法はいろいろやっておられると思いますが、それと対比して何か固有の問題があるかどうか。あるとすればどういうことなのかこの段階で御教示いただければありがたいです。

○岡村座長

ありがとうございます。1点、事務局への質問がございました。これは後ほどまとめて御回答させていただくということにさせていただきます。

続きまして、阿部特別委員、お願いします。

○阿部特別委員

民間の中小・小規模事業者の立場でお話をさせていただきたいと思います。まず、今日の資料の12、13ページ、先ほど御説明いただいたところで、観点として事業者として非常に重要なのは、毎日の仕事をしている中でこの会計処理の仕事が納税のためにしているというよりも仕事のためにしているということが明確で、デジタルシームレスの環境を整えていくのは、あなたの仕事にとって効率化が進みますよ、生産性が上がりますよということがまず前面にあった上で、その上で納税環境整備としてもこれに資することになりますよという、この順番で行かないと納税のためにこれをやっくださいみたいな変なメッセージになってしまうと、うまくいかないのかと思います。

そこは今日の資料の27、28ページに今の特に小規模事業者の実態が書かれておりますが、依然として規模が小さくなるとアナログでの仕事をしている方たちが相当程度いて、この人たちに、先ほど宮永特別委員もおっしゃいましたが、何らかのインセンティブを与えながら、できるだけデジタル化をしていくことが仕事を進める上であなたにとって得ですよ、いいことですよということを促していく観点が非常に重要だと思います。その上でも一定程度存在する、なかなかついていけないと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、むしろアナログのほうが自分たちにとってはいいというような価値観をお持ちの方々がいる以上、この流れが義務化されるとか、あるいは結果的に税務上、不利益を被る、ましてや懲罰的な措置が将来的にも講じられるというようなこと、そんなことをお考えではないと思いますが、ないようにしないといけないというのは強く思うところであります。

具体的なインセンティブですが、次元が末節でありあまり高くないかもしれませんが、例えば現実の問題として白色の個人事業主はまだたくさんいる。これを青色に変えていく、あるいは青色でもe-Taxへ間違いなく移行していく、そのインセンティブとしてデジタルツールを一定程度使った帳簿の管理をして記録を備えている場合に、青色の控除額をさらに拡大させる、深掘りをするとか、あるいはデジタル投資に関連する少額資産の特例の拡充あるいは恒久化、あるいはこれは税制ではありませんが、IT導入補助金等の充実を並行して図ることで中小・小規模事業者がデジタル化に進んでいく、よりデジタルシームレスの考え方に沿った仕事をしてもらえるようになるのではないかと。ぜひきめ細やかな対応を御検討いただければありがたいと思います。

○岡村座長

ありがとうございました。

西村あさひ法律事務所の太田弁護士、よろしく申し上げます。

○太田西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士

税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応について、一言意見を申し述べさせていただければと思います。

御案内のとおり、まず、そもそも税に対する公平感を醸成していくことは納税に対する国民の協力を確保する上でも非常に重要だと考えております。その観点から、エンフォースメントは非常に重要でございますが、現状、質問検査の拒否等については刑罰規定もあるわけですが、実務家として見ておりますと、こういう刑罰規定、罰則は我が国においては、いわゆる精密司法と言われるような状態がございまして、なかなか捜査当局が刑罰規定を適用していく上では非常に高いハードルがあるという認識をしております。そういった場合に代わるある種のエンフォースメントの手段として課徴金の制度が独占禁止法ですとか金商法ですとか最近では景表法などにも導入をされているわけですが、こういった刑罰規定固有の適用のハードルが高いという問題を解消するためにも、一定の期間、調査協力を行わない場合等において課徴金のようなもの、行政罰的なものを活用していくことも考えられるのではないかと考えております。

あわせて、先ほど佐藤特別委員などがおっしゃっておられましたが、例えばこの資料にある事例3のような事例については、これは一定の経費を損金算入するためには一定の資料等の裏づけ、そういったある種、立証責任を果たさないと損金算入を認めないというような形での租税実体法における対応も組み合わせた上で、総合的にこの公平感を損なうような行為を抑止していくということが必要ではないかと思っております。

○岡村座長

ありがとうございました。

梶川委員、申し上げます。

○梶川委員

各委員の皆様がおっしゃるように具体的な課題というよりは概念的、抽象的な私の感想ということでお話しさせていただきます。そもそもこのデジタルシームレス、納税のプラットフォームというのは当たり前のことなのですが、極めて公共的なものであると。いわゆるこのプラットフォーム自身が非常にパブリックな公共財なのだということを少し社会に理解していただくことがすごく重要なのではないかと思います。

そのパブリックな公共財という意味でももちろん徴税のコスト、その意味では徴税の効率化、正確性の向上、納税システム全体の信頼性が向上するということは公共的な発想から非常に重要なことですが、先ほど阿部特別委員がおっしゃったように事業者サイドにとってもこれはパブリックサービスの提供を受けるのだということを認識してもらおうということはすごく重要で、事業者、消費者、全てパブリックサービスの受益者なわけですから、そこについての社会的な理解を進めていただくような考え方というのはまたアナウンスメントがあってもいいのではないかと思います。

そうなれば、この効果構築に関して、公的コストをそれなりに使っていいのではないかと思います。これを少し社会全体で合意がされていければ、資料12、13ページ辺りで構築というところで一定の公的な手当てというものが十分に社会的に容認されるのではないかと。これは先ほど来出ている中小企業の支援なども含め、今、各種の参入に対する支援もごさいますが、税のシステムに対する公的コストを支援するというような話はあまり発想として財務省さんの中でどちらかとどちらかという話になるのかもしれない。

そうしたら、これをやっても十分にペイする全体の経済社会の効率化が出てくるのではないかと思います。その中で一部、納税をごまかしたりとかという方は当然排除されてしかるべきなので、多くの方は、事業者もですが、実際見ていて今、非常に税務会計のシステムも含めてすごく皆さん、人材的にも大変です。各ミッドティアの会社さんなんかは別に上場されていましてね。その意味では、こういうシステムが社会全体の共通システムなのだと言え、SAPではないですが、乗ってしまいたいという会社は幾らでもあると思うので、それに対して本当に公共的投資なのだという概念をちょっとつくっていただくということもすごく重要ではないかと思います。この改善に対して財政支出があっても何の問題もないのではないかと、それこそワイズスペンディングになるような気はいたします。ちょっと抽象論で申し訳なかったのですが、そのように感じたところでごさいます。

○岡村座長

ありがとうございました。

庄司教授、お願いします。

○庄司武蔵大学社会学部教授

私からは2点、申し上げたいと思います。

資料でいいますと、まず1つ目が12ページ目です。宮永特別委員、阿部特別委員などからもお話がありましたが、中小企業ですとか個人ですとか一般的な国民の側のインセンティブということから考えていかないと、どうしても国の都合に皆さん合わせてくださいというのではなかなか物事は動きにくいのかと思います。利用者の立場ということです。

山口特別委員からもありましたが、国税と地方税が国民からすれば同じ税金と見えるということで、そこを1つにしていくことはできないだろうかという問題意識がありました。企業を経営する、運営する立場からすれば、補助金の出入りであるとか社会保障の関係とか、あるいは一般的なお金のやり取り、取引ですとか、そういったことも含めてデジタル化が全般進んでいく、そこに乗っかることで国税も地方税も社会保障も問題なく支払われていくとか、いつ頃、何の支払いがあるのかとか、そういう見通しが立つとか、あるいは履歴が管理できるとか、そういった大きな全体としてのメリットを描きながらやっていく、その国税のためのシステムを作るというよりは全体像のほうが非常に大事ではないかと思います。

2つ目に、13ページの今後に向けてという部分であります。デジタル化を進めるとかシステムを作るとかということは簡単に言えるのですが、実際やろうとすると非常に大変で、データの連携というと、つまり、既存のシステムでそれぞれデータの項目の定義が違ったりするわけで、あるいはその制度によって違ったりするわけです。デジタル庁でベース・レジストリの整備をこれまでずっとやってこられていますが、非常に苦勞されているわけです。法人は法人番号がつけましたが、事業所ですとか、住所、所在地ですとか、あるいはこれから取引とか文書の識別をしようといっても、その分野によって、業界によって、制度によって違ったりするわけです。そこをどうやって、どのタイミングで変えていくのかというすり合わせ、標準化の議論も大変ですし、決まってからの実装のために皆さんに動いていただくということもかなりの労力がかかります。そして、今までのやり方を変えていただくことですので、すごく泥くさい抵抗との闘いみたいなことも生じるということが考えられます。そこも含めて、しかし、大きな将来像に向けてやるためには時間をかけて、労力をかけて粘り強くやっていかなければいけないということで、しっかりビジョンを示して覚悟を決めてそれなりの投資と労力をかけてやっていく必要があると思います。

○岡村座長

ありがとうございました。

辻委員、お願いします。

○辻委員

私は専門が行政学なので、この納税環境整備について行政全体で考えた場合、何が言えるかということを中心に4点、御指摘したいと思います。

大体今まで委員の皆さんから述べられてきたことと重複しますが、1点目は、この納税環境整備に関しては、他の行政手続と比べて私は比較的順調に進んでいると思います。電子化率も順調に伸びていますし、それから、今日も御指摘がありました、実際入れているところでの労働生産性が上昇していると思われま。なかなか労働生産性は上がらないと言われている公務員制度の中でも、的確にデジタル化しているところは成果が出ていますし、民間企業の中でも効果が出ている。したがって、今、労働生産性を上げていく、その上で賃金を上昇させるということを前提とすると、まさに官民一体で取り組むべきことで、今までの成果を踏まえて順調に進めていただきたいというのが1点です。

これを踏まえて、功を焦って義務化をしないというのが2番目です。せっかくいい成果が出ているので、加速させると言いたいところですが、ベンダーとの関係その他を考えると、今でもぎりぎりのよいタイミングで進んでいるのではないかと考えています。税金を納める手続なので、国民、住民から反発を買いやすい手続になります。社会保障分野の中で事例がありますが、期限を切って義務づけした結果、マスコミとも一体となって反対運動されたら、もう大変なマイナスになります。成果を上げるためにはラストワンマイルも重要なのですが、しかし、無理に焦って義務化はしない。まさに11ページのスライドにあるとおり、取り組みやすい環境を整備していくというところに徹すべきだというのが2番目です。

これに関連して3番目は、いわゆる行革も焦らないということです。アナログ時代の行革をやった経験からすると、システムを導入したときに、人員削減しないとその定員がそのままずっと残ってしまうことがありました。したがって、なるべくシステムを導入したときに、人員も削減したがるのですが、そうすると、今度は、人員削減を警戒されてシステム導入自体がうまく進まなくなってしまうことがあります。

というのは、先ほど言ったように義務化は最後までできないということになりますと、一時的にどうしてもアナログの作業とデジタルの作業を並行して進めることになって、その分、どうしても二重に行政を展開しなければならなくなるからです。しかし、今回、デジタル化が全般的に進みますと、パラダイム自体が大きく変わります。デジタル化が進んだ中で、あえてアナログで面倒な仕事をしたがるという職員はいません。ラストワンマイルまでうまく進めば、最後にはまとめてかなり行政効率が上がるものと思います。したがって、無理に功を急いで行革を焦らない。今、ちょうど定年延長も進んでくる状況になっていますので、実態に合わせてしっかりやるということが、重要な3番目です。

4番目は、デジタル化を進めていくと、単純な手続の問題ではなくて、最後には政策を変えていく、それに合わせて企業の行動も変えていく、こういうことが必要となり、これに時間がかかるということです。これを考えますと、今、政府が主導すべき一番の方策は、国と地方の情報連携や、各省庁間の情報連携を、しっかり進めること

であると思います。税もそうですが、これまで整備してきたシステムには、国は国、地方は地方の歴史と事情を踏まえた、それぞれのよさがあります。この特性を、なるべくシームレスに連携していくということで、そのよさを生かしていくべきです。先ほど庄司先生も言われましたが、標準化するのに、ものによっては、とてつもない時間がかかることがあります。それを1つずつ丁寧に積み上げていかないと本当の効果が出ません。そこのところを今後、時間をかけながらも、しかし、しっかり今のペースで進めていただけたらと思います。

○岡村座長

ありがとうございました。

岩崎教授、お願いします。

○岩崎早稲田大学電子政府・自治体研究所教授

私の専門が電子政府でございますので、その観点から少しだけコメントさせていただきたいと思います。

早稲田大学電子政府・自治体研究所では毎年、世界のデジタル政府の進捗度を過去18年にわたって調査、分析してきたのですが、そのベンチマークとしては、一例として技術や電子納税、決済、そして、通関システム等も併せて評価をしているところです。最近の潮流としましては、何よりもAIの利活用などが技術の分野のみならずサービスアプリケーションの分野までかなりシフトしてきているような状況にあります。日本の電子政府に関しても過去からのこれまでの取組などを拝見していると、随分進化してきています。

その上で、今回の納税システムに関するコメントですが、まず1点目が、やはり技術について、AIの利活用に関してもかなりスピード感を持って進んでいまして、その技術に対しては先ほど委員の御指摘もありましたとおり柔軟に対応していくということが大切だと思いますし、時宜に見合った技術を活用していくということです。

2点目はユーザー目線の手続についてですが、こちらもワンストップやワンズオンリーを進めてきています。例えばシンガポールでもMy Tax Portalというのがありますが、ユーザー目線に立った満足度調査などを実施することにより、利用率を9割近くに高めたというような実績も公表されています。

3点目については、人材不足だと思うのですが、私どもはデジタルの分野で、これまでも自治体戦略2040構想に端を発する今後深刻になる人口減少、超高齢社会に対応するためにどう人材不足を補い、デジタルを活用して労働生産性を高めていくかというような議論を進めてまいりました。こういった人材不足や予算不足に関しては行政分野のみならず、特に中小・小規模事業者にとっても非常に深刻な課題となっていると思います。日本でも一元的に電子申告を推進する上でインセンティブを与える実績もあると思いますので、そういった議論も今後必要と拝見いたしました。

最後にグローバルな潮流を分析している背景に鑑みますと、他国もAIですとかDXな

どの技術を活用しながら新しい電子政府がどんどん進んできている状況にあります。日本としてもいつまでにこの課題を解決しながら実装していくかといったスピード感を持った具体的なロードマップが必要かと思っております、特に13ページにデジタルシームレス構築の短中長期とございますとおり、大体いつぐらいをめぐりにこちらの課題感を解決していくのか、そういったロードマップの構築も今後の課題になってくると拝察いたしました。

○岡村座長

どうもありがとうございました。

瀧教授、お願いします。

○瀧神戸大学大学院法学研究科教授

私から申し上げたいことは、所得税の仕組みでは、所得の認定に必要な情報は本来、必要があれば国側、国税庁が取得して正しく申告されているかということを確認できるようなことが想定されていると思います。そのための手段として様々な資料情報制度とか質問検査権があるわけですが、国税庁から説明があったように、税に対する公平感への悪影響が危惧されるような調査事例ということで、税調でもこれに対してどうしたほうがいいのかというような話が去年の時点で出ていると思います。

こちらについては、私の考えとしては、質問検査権をいかに実効的にするかということよりも、より上の次元の目標として納税者に情報を出させるインセンティブを与える。もう少し言うと、納税者に、できれば自発的に、あるいは自動的に情報を出させるようなインセンティブを与える制度を構築するというように考えるべきだろうと思っております。

例えば、場合によっては損金算入の否定というのが機能する場合がありますが、それがうまくいかないような場合もあるということで、そういった場合も視野に入れて、どうすれば納税者ができるだけ自発的に情報を出すようにするのかを考えて制度設計をしたほうが良いと思います。このことは、一々質問検査等に対応しなくて良いということで、広く納税者の利便性にも資するというようなことになると思います。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、事務局にお願いしますが、まず齋藤教授から御質問が出ていたと思いません。お願いいたします。

○竹内主税局税制第一課企画官

御質問いただいた公平感の関係ですが、まさに今回、具体の事例を提示させていただいておりますが、こうした実態を見て検討していくことが大切だろうと思っております。また、その対応として実体法でというような御意見もありました。いずれにしても、有効な対応を考えていく必要があるということだと認識しております。また、事例2、3のような海外との関係のものについて固有の問題点があるのかという御質問があり

ましたが、一つはやはり執行管轄権の問題が指摘できると思います。また、立証責任の問題がある中で当局の努力だけではなかなか適正な課税ができないというような事例だと認識しておりますので、その対応として海外の取組の例なども踏まえて検討していくということと考えております。

○岡村座長

ありがとうございました。

では、国税庁、よろしく申し上げます。

○菅国税庁課税総括課長

齋藤教授の御質問にお答えいたしますが、事例2や事例3について現行の取扱いと比較してどのような課題があったかということと理解しております。まず事例2につきましては、こちらは広告宣伝費を支払うという民事上の契約はありまして、さらに、その帳簿の記載はされているという中で、その中身が分からないという事例です。この経費を否認することについてはその後の更正の理由附記といった手続や、さらには争訟になった場合の実態が分からない場合の不利益が多くの場合当局に来るといったことを踏まえると、なかなか課税当局としては処分に踏み切れないというのが実態でございます。

事例3につきましては、こちらは宮永特別委員からも御指摘いただきましたが、本来であればこれは移転価格課税の問題になる事例だと理解しております。通常の移転価格事例ですと、この間接経費の配賦についてその根拠ですとか、その前提となる業務の内容等を書面化も含めて企業側で用意をして、それを基に当局と言わば対話をする形で適否を判断していくということになりますが、本件につきましては、その入り口にも立てなかったということでございます。言わば経費は配賦されておりますが、その具体的内容が分からないと比較対象となる取引も当然見つけてこられませんか、さらに、本件の場合ですと支払いの要否自体が分からない、言わば国内法であれば寄附金課税の対象にもなり得るような事例であり、そういったことで実態が分からない関係で当局としては課税に踏み切れなかったという事例です。

以上、補足いたしました。

○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、次に、資料（デ1－2）に戻ります。資料情報等の活用、国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題について御説明をお願いいたします。

○竹内主税局税制第一課企画官

資料情報の活用につきまして、資料に沿って御説明いたします。

15ページ、個人の確定申告の利便性を向上させる施策です。マイナポータルを活用して確定申告書にデータを自動入力する仕組みについて、対象データの範囲を順次拡大しておりまして、給与所得の源泉徴収票データを対象とするところまで整備してき

ております。引き続き対象データが充実するよう努めていくことが重要と考えています。

国際的な取組として情報の報告制度を御紹介させていただきます。16ページは非居住者に係る暗号資産等取引情報の報告制度についてです。左下の図を見ていただきたいと思います。日本の暗号資産交換業者から国税庁に対して暗号資産の取引に係る報告をしてもらい、当該情報を諸外国の税務当局と相互に交換するという仕組みについてOECDにおいて国際基準が策定されております。日本においても令和6年度税制改正においてこうした制度を措置しております。

17ページ、シェアリングエコノミー、ギグエコノミーにおけるプラットフォーム事業者による報告制度についてです。OECDにおいて各国が任意に採用できる世界標準としてモデルルールが公表されております。絵を見ていただきたいと思います。A国報告プラットフォーム事業者から不動産賃貸サービスなど4つの取引類型について取引情報を税務当局に報告してもらい、当該情報を諸外国の税務当局と交換する仕組みです。

以上、資料情報の活用と情報の報告制度に関する国際基準等について御紹介させていただきました。

○岡村座長

引き続きお願いいたします。

○田中主税局税制第二課長

私からは、国境を越えたEC取引ということで御説明をいたします。

19ページですが、これは国境を越えたEC取引、いわゆる電子商取引ですが、世界的に見ても日本においても急速に拡大していることを示しております。また、特に右側のグラフにございますように、少額免税、いわゆる消費税と関税が免税となる少額貨物の件数と金額が近年大幅に増加していることを示しております。

20ページでございます。国境を越えたEC取引には2つの形態が存在いたします。1つ目が、いわゆるフルフィルメントサービスというものでありまして、事業者が一旦国内の倉庫に商品を納めて、それを国内で売買するというものです。こちらにつきましては、国外事業者が消費税の納税義務を負うこととなりますが、この図の上段の赤い点線囲みでございますように、多くの無申告が生じているおそれがあると考えております。まもう一つの形態が、いわゆる海外から直送する場合がございますが、こちらにつきましては右下にございますように、少額貨物、近年、大幅に増加しておりますが、これが免税となりますので国内で取引を行う小売業者等と競争上の不均衡が拡大しているのではないかと認識しております。

21ページ、これは諸外国でどのような見直しを近年行っているかということで、まずフルフィルメントサービスについてです。EUにおきましては、2021年からですが、域外の事業者、これが域内の倉庫から域内の消費者に対して行う物品の販売について、

いわゆるプラットフォーム課税を導入しておりまして、納税義務をプラットフォーム事業者に転換しているということでございます。資料の一番下の参考にありますように、アメリカの多くの州における小売売上税においても同様の仕組みが導入されており、また、スイスにおいても来年1月から導入されると聞いております。

22ページ、いわゆる少額輸入貨物の免税制度、これについて国際的にどういう議論が行われてきたかを御紹介しております。上の箱書きにありますように、OECDが2015年に出しましたBEPSの最終報告書におきまして少額輸入貨物に対する免税制度、これが国内の小売業者に対して不当な競争圧力を加えているのではないか、あるいは国内の雇用等への悪影響があるのではないか、また、そもそもこの免税基準が、これだけインターネット販売が大きく普及する前に設定されたもので、それが現在においても適切かどうか検討すべきという指摘がございます。その4年後にもレポートを出していきまして、2つ目のポツにございますように、納税義務をデジタルプラットフォーム事業者に課す仕組みの有効性、これが指摘されているところです。

23ページ、諸外国でこうした国際的な議論ですとか、あるいは近年大幅に拡大をしておりますEC取引の実態を踏まえどういう見直しをしてきたかをまとめております。この赤い囲みの中にありますように、諸外国におきましてはEU、イギリス、ノルウェー、豪州、ニュージーランド、シンガポールなどにおきまして、この付加価値税については免税基準額を廃止ないしは基本的に廃止をしているということでございます。他方で、関税につきましては右側にございますように多くの国において免税基準を存置している。これは恐らく関税につきましてはその執行上の課題、品目分類あるいは原産地の把握、そうした実態面の課題があることから存置をされているのではないかと考えております。

24ページ、この少額輸入貨物の免税制度について多くの国が見直しを行っているわけですが、私ども、2つのパターンに整理しております。一つがEUにおける方式であり、こちらにおいては税務当局にあらかじめ登録を行ったEC事業者あるいはプラットフォーム事業者、これに付加価値税の納税義務を転換するという制度を導入しております。ただ、この登録は任意でして、登録を受けていない場合には消費者がその納税義務を負うということです。もう一つの方式がオーストラリアなどで採用されておりますが、一定規模以上のEC事業者、プラットフォーム事業者、右下に書いておりますが、年間の課税売上高で申しますと約760万円を超える事業者については登録の義務を課す。課した上で少額貨物に対する付加価値税の免税を廃止しております。他方で、売上げが基準に満たないものについては引き続き少額免税が適用されるという仕組みになっております。

25ページですが、今、申し上げましたことを踏まえた、検討に当たっての論点を示させていただきます。

まず課題1、国外事業者の無申告に関するフルフィルメントサービス等の課題に対

して、EUのように消費税について、いわゆるプラットフォーム課税を導入することについてどう考えるかということも挙げております。

課題2、少額輸入免税制度ですが、こちらについては国内外の事業者間における競争上のイコールフットイングを図る観点から見直しを行っていくべきかということも挙げております。この場合、検討する場合の留意点として3つほど矢羽根に書いております。EU方式と豪州方式を御紹介しましたが、この二者択一でもないと思っておりますが、こういった方式を志向すべきかということが一つ。2点目として通関業者や税関の事務負担への影響、円滑な通関。この少額輸入貨物の免税制度はもともと円滑な通関を確保するという大きな眼目の一つでございます。そうした観点から、その実務上の課題、そういったことにも留意をする必要があるだろうと考えております。

最後の矢羽根、課題1と2について同時に対応すべきかと書いてございますが、仮に課題1に対応するためにフルフィルメントサービスについてプラットフォーム課税を導入した場合、今度は海外の直送のほうに流れてくるという可能性もございまして、対応するとすれば同時に対応すべきということで挙げさせていただいております。これはまだ事業者の実態あるいはその諸外国の実務の状況、こういったことについて私どもも研究を重ねていきたいと思っておりますが、大きな方向性としてこの見直しについて検討を進めていくことについて御意見、御議論を頂戴できればと思っております。

○岡村座長

ではこれから質疑応答に移ります。御質問のある方は先ほどと同様、会場にいらっしゃる方も含めて挙手ボタンをお願いいたします。それから、会場外の方はミュートボタンを解除して御発言ください。事務局への質疑に対しては後ほどまとめて回答をします。

佐藤特別委員、お願いします。

○佐藤特別委員

越境ECについて一言申し上げます。フルフィルメントサービスに関わるプラットフォーム課税の導入や少額免税制度の見直しについては、実務、事業の実態、それから、海外における制度の詳細を含めて検討し、前向きに進めることについては賛成です。ただ、この越境ECについては実は関税局、税関のほうに先に反応していると認識をしております。私、関税・外為審議会の関税分科会にも出席しております関係で、その状況を見ておりました。関税法のほうは既に情報をより多く取得するために、輸入申告書の必要的記載事項を拡大するなどの点を政令改正で対応しており、来年の10月から実際に動き始めることになろうかと思っております。そのような税関との連携を深めて円滑な通関と、それから、適正な課税が両立できるように進めていただくと肝要であろうと考えます。

○岡村座長

ありがとうございました。

増井特別委員、お願いします。

○増井特別委員

少額輸入貨物と付加価値税についてです。OECDは2年に1回、『Consumption Tax Trends』という付加価値税・個別消費税のレポートを出していますが、数年前から注目すべき記載が登場しました。各国で少額輸入貨物について免税点を廃止するという動きがあり、改革の方向がクリアに叙述されています。最新版はもう少ししたら出るのではないかと思います。2年前のものを見ても残っている国はOECDの中で9か国だけでした。日本でも進めていくべきであると考えます。

その関係で、資料24ページで、EUだと登録が任意だというご紹介がありました。そうすると、任意というときにどのくらい実態として登録をしているのかを、ぜひ知りたいところです。また、オーストラリアでは義務になっているということですが、国外の業者に対して義務を課してどのくらい実効性があるのかも知りたいところです。今後の検討に当たって、調査していただければありがたく存じます。

○岡村座長

ありがとうございます。これは任意に登録してもメリットもあるというようなこともあるかと思しますので、そういったことも含めて興味があるとは思っております。

淵教授、お願いします。

○淵神戸大学大学院法学研究科教授

越境ECに関するところについて若干のコメントがございます。こちらについては、私、3年前の2021年に『Japanese Yearbook of International Law』という雑誌にこの辺りについて論文を書いたことがあるのですが、そこで分かったことは、御説明があったようにBEPS、Action 1とかEUの動きとか、外国ではこれらの問題についてかなり先行して進んでいるということです。

法的な問題としてあり得るのが、プラットフォーム事業者に納税義務を課すということが許されるのかという問題が一応あり得るということであると思えます。ただ、こちらについては例えば源泉徴収に関する日本の判例とかそういったものを見ていくと問題ないのではないかと考えられるので、この課題1、課題2について検討を進めていかれるのがいいと思えました。

同じような観点から、資料17ページにあったようなプラットフォーム事業者に情報を出してもらうというような仕組みも納税者の利便性に資するし、情報が集まっているところに情報を出してもらうというのは合理的なので、これもいい方向の話かと、そう思いました。

○岡村座長

ありがとうございました。

齋藤教授、お願いします。

○齋藤東京大学大学院法学政治学研究科教授

簡単にコメント1点、それから、質問を1つお願いします。

コメントは、25ページの最後のところの2つ目の矢、通関業者、税関への事務負担への影響ということで、これは関税のほうは様々な理由で免除が残るとなりますと、消費税分について少額商品について手続が増えるということで事務負担ということが生ずる。そうしますと、今日前半でも御議論、御報告ありましたように、この点についてはいろいろな面でのデジタル化が進んで、あるいは手続の一本化がなされると解消する面はあるのか、関税は免除で、しかし、消費税分が加わる、これについて解消される部分はあるのかどうかと考えました。

質問は、事務負担以外でこの制度について改革をした場合の影響といたしますか、これを考えますと最終的に商品を購入している消費者から見れば、なかなか経済状況も厳しいわけですから、なるべく安いものを手に入れたいというニーズは大きいわけですし、そうしますと、他方で、国内小売業者が競争上、非常に不利益を被っているという状況は分かるわけですが、消費者の不利益についてどのように考えるのか、一方では、そこを丁寧に説明するという説明責任に解消される部分もあるとは思いますが、そういった事務負担以外の今、挙げたような消費者に対する論点というようなものについてどう事務局として捉えておられるのか、もし現時点で御教示いただけることがあればありがたいです。

○岡村座長

ありがとうございました。

辻委員、お願いします。

○辻委員

この件に関しては、私は加速的に検討しなければならないと思っています。今まで委員が述べられたことと大体方向は同じで、いろいろ課題はあって詰めなければならぬことはあるのですが、なるべく早く、しっかりやるべきだと思います。これまでの行政の感覚からすると、思った以上に早く検討していかないといけないのではないかという実感を持っています。

四半世紀前、いわゆる行政のグローバル化がいろいろな局面で進み始めたころです。当時、評価を国際的にやり出した時代で、道路の評価をアメリカが1993年にやって、日本にそれが来たのがおよそ10年後でした。大体10年かかったのです。それでも、評価みたいなことでも、ほかの国でやりだしたら、やらなければ駄目になるのだと、びっくりしたものでした。これが5Gの世界になって、世界が5Gに対応したのに対して日本が1年か2年弱ぐらい、対応が遅れたぐらいで、これが致命的な遅れになって、もう5Gの時代では駄目だ、ポスト5Gの時代で何かしなければならないということになっていると思います。

これほど、早い対応がデジタルの世界では求められているのです。これまで税の制

度の改革は時間をかけて慎重に検討してきたと思うのですが、それは慎重に検討することによって国内の真面目に申告する人たちを混乱させないために、拙速に制度をつくって不利益を与えないためにやってきたと思うのですが、今や、慎重にやればやるほど、国内で真面目に税金を納めている人たちが、自分の意図しないところや認識しづらいところで、どんどん損をして国際競争力を持てなくなってしまうという可能性が出てきているということだと思います。

今、残念ながら、関税や非関税障壁も含めて、国際間でいろいろな経済競争が起きており、その中で、日本の競争力を考えなければならないということを考えると、日本としては、少なくともツールとして怪しいものが出てきたら、適正にすぐ課税できるという制度をつくっておくことが必要です。課題1、課題2に対して、今までよりも早い感覚で対応できる制度を整備しておくということが重要であると思います。例えて言うと、カードが盗まれたと分かったときに、分かってから1週間後に対応したのでは、遅すぎるわけです。1日もたたないうちに、分かったらすぐに対応できる。そういう緊急時の対応も含めてしっかり制度設計してほしいなと思います。

○岡村座長

西村あさひ法律事務所の太田弁護士、お願いします。

○太田西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士

辻委員と同じように、この問題については迅速に対応すべきであろうと思っております。背景として、近時、いわゆる格安越境ECが非常に伸びておりまして、ビジネスモデル自体が、低価格品が免税の対象になるということを利用して格安で消費者に販売するという、ある意味で税の仕組みがビジネスモデルの中に組み込まれていて、それによって非常に販売が伸びている事業者もいるということもあると思います。

EUなどは別途、税以外もデジタルサービスを使って対応したりとかいろいろやっているわけですが、税に関しても当然対応がビジネスモデルの中に組み込まれている以上、これは非常に国内事業者との競争においては不公平、アンフェアな状況だと思っております。これは迅速に対応する必要があると思っております。この課題1、課題2について申しますと、課題1に関しては、これは既に今、デジタルサービスのほうについてはプラットフォーム課税があるわけですが、こういった物品の越境ECについてもプラットフォーム課税を導入すべきではないかと思っております。今、閾値が50億円となっているものも制度が定着していけばデジタルサービスのほうもこの50億円という閾値、下げていくのであろうと推測していますが、同様の考え方で越境ECの物品のほうに対してもプラットフォーム課税、導入すべきだと思います。

少額輸入貨物の免税制度に関して言いますと、EU方式と豪州方式、これは執行上、どちらのほうがよりきちんと公平な執行ができるかということで最終的に決すべきだと思います。考え方としては、資料23ページ、ここで少額輸入貨物の免税制度、現状、この格安越境ECの急速な成長に伴う形で少額輸入貨物の免税制度は廃止されている国

が多いものと認識をしていますが、こういった形で日本についても少額免税基準については撤廃をすることが必要と思います。関税についても、EUのほうでは今の150ユーロというのを撤廃するという検討が進んでいるようですので、これについて今後、そういう意味では撤廃していくことも考えられるのではないかと考えております。

いずれにせよ、これについて私はどちらかというところEU方式のほうの方が原則的な形にグローバルになっていくのではないのかという気もするのでEU方式のほうがいいと思いますが、執行上、どちらのほうがいいかという面もあるかと思っておりますので、それは具体的な状況を調査した上で制度設計をしていけばいいのではないかと考えております。いずれにしろ、この課題1と課題2について同時に対応すべきかということについては、今、申し上げたような状況ですので、やはり同時に対応しないと、むしろフルフィルメントのほうと今度は直送方式とこの間で不公平感が生じてくるということだと思いますので、これは同時に対応するというところだと思っております。

○岡村座長

ありがとうございました。

阿部特別委員、お願いします。

○阿部特別委員

税の専門的なことというよりも実態の確認の中でぜひ今後の御議論の中で整理されたほうがいいと思うことは、越境ECについて、当初は個人輸入のようなB to Cが基本でしたが、事業者、特に小さな事業者の輸入仕入れの一つの方法として、先ほど太田先生がおっしゃった格安越境ECもそうですが、仕入れて売るという場合もそうですし、あるいはお店等の調度品とか備品とかでもって仕入れてそれを使うというようなB to Bの実態も一定程度あるので、これらについてB to Cで考えていたイメージとちょっと違うことが実際に起きている。同時に、関連して卸取引についてもこの考え方で本当にいいのかというようなこととか、あるいは関税も含めてということになると、より専門性というか通関業務がいたずらに遅れること、あるいは総合的な徴税コストがどんどん上がっていってしまうようなことにならないようなバランス感が必要なのではないかと考えます。

○岡村座長

ありがとうございました。

庄司教授、お願いします。

○庄司武蔵大学社会学部教授

私は情報社会学が専門ですと言っておきまして、そういう観点、情報社会学の観点から行政ですとか社会のデジタル化を見ているという立場です。税について細かいことを詳細、通じているわけではないのですが、そういう観点から見たときに、まず1つ目、制度がどんどん複雑化することによって対応コストが上がっていってしまう。もちろん、今、AIが出てきて制度が複雑でも複雑なまま何か対応できるのだという力

技みたいなのもできるようになってきてはいるのですが、ただ、やはり人間が理解できるようなシンプルさというか分かりやすさも制度というのは目指していくべきなのだろうと思います。

その意味で、課題1も2も、よりシンプルであることであるとかイコールフットィングであることということが重要なのではないかと考えます。ですので、課題1については今時点の私の意見ということであれば、これは納税義務を転換すべきなのではないかと思えます。プラットフォームの線引きをどうするかということで参考情報としてプラットフォーム課税については50億円を超えるプラットフォーム事業者を対象としている背景として、消費税の申告納付に必要な事務処理能力を有することと書いてありますが、国内で消費税を納める売上高の基準として1,000万円とかというものがあるわけなので、そういうところを意識してレベルを合わせていったほうがいいのではないかと思えます。

課題2についても、やはりイコールフットィングを図る観点から見直しを行うべきではないかと思えますし、現時点での考え方としてEU方式、豪州方式とありますが、私にとってはよりシンプルに見えるのはEU方式のほうと見えますので、そのような御意見を申し上げておきたいと思えます。

○岡村座長

それでは、先ほど齋藤教授から御質問がございましたので、事務局のほうからお願いいたします。

○田中主税局税制第二課長

御議論、ありがとうございました。

齋藤教授から御質問いただいた点、まさに消費者の負担が、利用されている方のいわゆる受益者の負担が上がるのではないかというのは、可能性としてはそのとおりであると思っております。実際の事業者の価格戦略がこの制度を変更した場合にどうなるのか、それによってどれぐらいその価格が変動するのかということもありますので、必ずしも税負担の分がそのままその価格に反映されるかどうかというのは分かりませんが、ただ、そういう面はあると思えます。

他方で、OECDなどで議論されていたとおり、この越境ECを取り巻く状況が大きく変化してきている。近年、先ほど太田弁護士からもありましたように、そのデジタルサービスの中ではこの免税制度を前提にしたビジネスモデルとして積極的にそれを取っていくという海外の事業者もいる中で、その状況の変化に対応していく必要性、適正な課税という意味でも、競争上のイコールフットィングでも、あるいは税収の確保という点もそうだと思いますが、そういったことを総合的に考えていかないといけないのだろうと思っております。

では、実際に利用されている方々、どういう家計の方々がどれぐらいこのネット販売を利用されているのか、その中に海外からのいわゆる国境をまたいだ物品の購入が

どの程度入っているのか、なかなかどんぴしゃの統計というのが今現在はまだ見つかってないところです。私ども、そういう点も含めて推計も交えながらかもしれませんが、もう少し実態をよくつかんで、ミクロの面、マクロの面、両面で議論を深めていきたいと思っております。

いただいた御質問に対してはそういうことなのですが、そのほか、いただいた御意見に対して補足をさせていただきますと、冒頭、宮永特別委員からございましたし、佐藤特別委員からも御意見を頂戴しました関税あるいは税関との関係でございます。まさに佐藤特別委員からありましたように来年10月から記載事項が拡大されるということもございます。そうした面で、税関との連携は肝要だと思っておりますし、また、どういう産業を伸ばすとしていくかと、国内産業保護ということと表裏一体なわけですが、関税の役割というのは依然として大きいと思っておりますので、関税局、税関とも連携を取りながら検討していきたいと思っております。

また、そのほかにも海外の実態、EC事業者・プラットフォーム事業者の登録が任意であること、あるいはその義務を取っているオーストラリアの方式等々について、今後、調査あるいは分析を深めていくべきではないかという視点を頂戴いたしましたので、さらにそうした点に留意しつつ検討を深めてまいりたいと思っております。

○岡村座長

全体的にこのeコマースのお話が大分議論が集中しましたが、イコールフットィングといった言葉が大体皆さんのほうから出てきたかと思っております。様々な御議論どうもありがとうございました。

それでは、他にございませんようでしたら、以上で意見交換の時間は終了したいと思います。

それでは、本日は、OECDにおける税務行政に関する議論、事業者の取引から会計・税務までのデジタル化、それから、税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応、資料情報等の活用、そして、最後に、国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題について、皆様から様々な御意見や御指摘をいただいたものと考えております。活発な御議論をいただき、どうもありがとうございました。

次回の専門家会合の開催日時等については、改めて事務局のほうから御案内をいたします。

本日の会議の内容につきましては、この後、事務局から記者ブリーフで御紹介したいと思っております。

スムーズな進行に御協力いただきましてありがとうございました。本日の会合は以上です。大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

[閉会]